明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一〇～一二）　一
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一三～一五）　二
○名勝及び天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一六）　三
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一七）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五三七）　九
○道路に関する件
（北陸地方整備局三九、四〇）　九
○道路に関する件
（中国地方整備局二七）　九
○道路に関する件（北海道開発局二九）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について
（農林水産省）　九
労働
争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）　九
最低工賃の改正決定に関する公示
（福島労働局最低工賃公示一）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
地方公共団体
行旅死亡人関係　一
会社その他
会社決算公告　一

## 告示

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 慈恩寺旧境内 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 寒河江市（山形県） |
| 上野国佐位郡正倉跡 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 伊勢崎市（群馬県） |
| 西高木家陣屋跡 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 大垣市（岐阜県） |
| 志段味古墳群<br>白鳥塚古墳<br>尾張戸神社古墳<br>中社古墳<br>南社古墳<br>志段味大塚古墳<br>勝手塚古墳<br>東谷山白鳥古墳 | 昭和四十七年文部省告示第百五十六号、平成二十年文部科学省告示第百二十六号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十号 | 名古屋市（愛知県）<br>瀬戸市（愛知県） |
| 石の宝殿及び竜山石採石遺跡 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 高砂市（兵庫県） |
| 城山横穴群 | 平成二十六年文部科学省告示第百三十七号 | 福智町（福岡県） |

○文化庁告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、香川県三豊市及び善通寺市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | 下欄 |
|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 讃岐遍路道<br>曼荼羅寺道<br>根香寺道 | 平成二十五年文部科学省告示第百四十二号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十号 | 三豊市（香川県）<br>善通寺市（香川県） |